

別添 1 - 1

様式第2号（第4条第2号関係）
草津市保育体制強化事業補助金所要額調書

施設名

(1) 保育支援者の配置

[illegible][illegible]

(2) 児童の園外活動時の見守り等（キッズガード）		
実施状況	実施内容	実施日

[illegible][illegible]

(8) スポット支援員の配置

[illegible][illegible]

別添 1-2

様式第2号（第4条第2号関係）
草津市保育体制強化事業補助金所要額調書

施設名

(1) 保育支援者の配置

[illegible][illegible]

(2) 児童の園外活動時の見守り等(キッズガード)

[illegible][illegible]

別添2－1

様式第4号（第5条第2号関係）
草津市保育体制強化事業補助金精算額調書

														施設名			
(1) 保育支援者の配置																	
職名	氏名	保育支援者 配置年月日	保育支援者の配置		配置月数	実施の有無	園外活動時の見守り等の実施		交通安全に関する 講習会等の実施 （予定）日	職員給与総額				賞与等 （扶養家族等含む） ⑤	年間給与等 支給予定総額 ⑥ ④×③	寄付金その他 収入額 ⑦	差引額 ⑧
			配置月				実施月	実施月数		本俸（総額） ①	課手当（総額） ②	非常勤等 ③	合計 ④ ①＋②＋③				
			開始月	終了月		開始月			終了月								

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補助基準額												
補助所要額												
補助金精算額												

(年間補助金額)

(2) 児童の園外活動時の見守り等（キッズガード）

職名	氏名	配置月		配置月数	支給総額			寄付金その他 収入額④	差引額 ⑤－④
		開始月	終了月		謝金①	委託料②	合計③ ①＋②		

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補助基準額												
補助所要額												
補助金精算額												

(年間補助金額)

(3) スポット支援員の配置

職名	氏名	配置月		配置月数	本俸または 謝金①	支給総額 課手料または 委託料②	合計③ ①＋②	寄付金その他 収入額④	差引額 ⑤－④
		開始月	終了月						

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補助基準額												
補助所要額												
補助金精算額												

(年間補助金額)

別添2－2

様式第4号（第5条第2号関係）
草津市保育体制強化事業補助金精算額調書

														施設名			
(1) 保育支援者の配置																	
職名	氏名	保育支援者 配置年月日	保育支援者の配置		配置月数	実施の有無	園外活動時の見守り等の実施		交通安全に関する 講習会等の実施 （予定）日	職員給与総額				賞与等 （扶養家族等含む） ⑤	年間給与等 支給予定総額 ⑥ ④×③	寄付金その他 収入額 ⑦	差引額 ⑧
			配置月				実施月	実施月数		本俸（総額） ①	課手当（総額） ②	非常勤等 ③	合計 ④ ①＋②＋③				
			開始月	終了月		開始月			終了月								

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補助基準額												
補助所要額												
補助金精算額												

(年間補助金額)

(2) 児童の園外活動時の見守り等（キッズガード）

職名	氏名	配置月		配置月数	支給総額			寄付金その他 収入額④	差引額 ⑤－④
		開始月	終了月		謝金①	委託料②	合計③ ①＋②		

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補助基準額												
補助所要額												
補助金精算額												

(年間補助金額)

草津市告示第8号

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年1月15日

草津市長 橋 川 渉

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱（平成29年草津市告示第36号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （料金の減額） 第2条 規則第8条第1項第12号に規定する市長が別に定める自動車は、<u>草津川跡地公園（区間4）駐車場において、滋賀県内に住所を有する障害者または草津川跡地公園（区間5）駐車場において、草津市、守山市、栗東市もしくは野洲市に住所を有する障害者で、次の各号のいずれかに該当する者が自ら運転し、または乗車する自動車とし、別表に定める料金を徴収するものとする。ただし、営業用の自動車を除く。</u> (1)～(3) 《現行どおり》 （手続き） 第3条 前条に規定する自動車で駐車場を使用し、料金の減額を受けようとする者は、入口において駐車券を受け取り自動車を入庫させた後、<u>草津川跡地公園（区間4）駐車場においては、草津市立プール、また、草津川跡地公園（区間5）駐車場においては、にぎわい活動棟において身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示し、所定の手続を受けるものとする。</u> 2 前項に規定する所定の手続の受付時間は、<u>草津川跡地公園（区間4）駐車場においては、午前9時から午後9時までの間、また、草津川跡地公園（区間5）駐車場においては、午前9時から午後5時までの間とする。</u> 第4条 《現行どおり》 別表（第2条関係） <u>草津川跡地公園（区間4）駐車場</u>	第1条 《省略》 （料金の減額） 第2条 規則第8条第1項第12号に規定する市長が別に定める自動車は、草津市、守山市、栗東市<u>または野洲市</u>に住所を有する障害者で、次の各号のいずれかに該当する者が自ら運転し、または乗車する自動車とし、別表に定める料金を徴収するものとする。ただし、営業用の自動車を除く。 (1)～(3) 《省略》 （手続き） 第3条 前条に規定する自動車で駐車場を使用し、料金の減額を受けようとする者は、入口において駐車券を受け取り自動車を入庫させた後、にぎわい活動棟において身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示し、所定の手続を受けるものとする。 2 前項に規定する所定の手続の受付時間は、午前9時から午後5時までの間とする。 第4条 《省略》 別表（第2条関係） 《改正後に新設》

改正後		改正前	
区分	駐車料金	自動車駐車場	
普通駐車	普通自動車について、1回につき駐車時間30分までごとに50円		
夜間駐車	普通自動車について、午後10時から翌日午前6時まで1回につき駐車時間60分までごとに50円		
草津川跡地公園（区間5）駐車場		自動車駐車場	
区分	駐車料金	区分	駐車料金
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》

付 則
この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（令和6年1月15日揭示済み）

公 告

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告
市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和6年1月10日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格（入札保証金）
05060101	液晶テレビ（32V型） （現地直接引き取り限定）	三菱 LCD-32MX111	1,000円（100円）

05060102	MDラジカセ（ジャンク品） （現地直接引き取り限定）	KENWOOD MDX-E7	500円（50円）
05060103	植木バリカン（ジャンク品）	日立工機 ECH45SA3	500円（50円）
05060104	チャイルドチェア（2台） （現地直接引き取り限定）	（株）弘益 CHC-480, SBC-520	2,000円（200円）
05060105	折りたたみステップ （現地直接引き取り限定）	不明	1,000円（100円）
05060111	ローテーブル 【リサイクル家具】 （現地直接引き取り限定）	ニトリ	100円（10円）
05060112	3段チェスト 【リサイクル家具】 （現地直接引き取り限定）	不明	100円（10円）
05060113	木製テレビ台 【リサイクル家具】 （現地直接引き取り限定）	不明	100円（10円）

05060114	雑誌ラック付きチェスト 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
05060115	木馬 【リサイクル品】(現地直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
05060116	折りたたみテーブル 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
05060117	4段チェスト 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	200円 (20円)
05060118	ミニテーブル 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
05060119	収納ケース6個セット 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	IRIS	700円 (70円)
05060120	小型用テレビ台 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	ハヤミ工産	600円 (60円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者(その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。)

ク 日本国内に住民登録(法人の場合は、法人登記)がない者

ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和6年1月10日(水)から令和6年3月4日(月)まで

(2) 場所 草津市ホームページ(インターネット公有財産売却ページ)および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和6年1月17日(水)午後1時から令和6年2月5日(月)午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認

認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和6年1月24日（水）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）
【上記以外】
草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）
- (3) その他 前日（令和6年1月23日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和6年2月19日（月）午後1時から令和6年2月26日（月）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和6年2月26日（月）午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和6年2月28日（水）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札

- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和6年3月4日（月）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和6年3月11日（月）午後2時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

1 2 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。
なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

1 3 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途

に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞した

ときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

(1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

(2) 物件調書等は参考資料とすること。

(3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。

(4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305 FAX

番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和6年1月10日揭示済み）

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項および第99条第1項の規定により公告する。

令和6年1月10日

草津市長 橋 川 渉

1 公売実施方法

インターネット上のK S I 官公庁オークションでせり売り形式による。

2 公売実施期間

令和6年2月6日（火）午後1時から令和6年2月8日（木）午後1時まで

3 公売参加申込期間

令和6年1月11日（木）午後1時から令和6年1月30日（火）午後11時まで

4 参加申込方法

インターネット上のK S I 官公庁オークション専用ページから申込可能

5 公売財産

別紙参照

※詳細については、令和6年1月11日13時以降にインターネット上のK S I 官公庁オークションの専用ページで閲覧できます。

6 売却決定日時 令和6年2月9日(金)午前10時

7 買受代金納付期限 令和6年2月16日(金)午後2時30分

8 その他

- ・ 参加申込時には、クレジットカードによる公売保証金の納付が必要となります。
- ・ 公売への参加や公売財産の買受人および権利移転については、一定の制限がありますので、詳細については草津市インターネット公売ガイドラインを御確認ください。なお、当ガイドラインについては、草津市ホームページおよび、令和6年1月11日13時以降にK S I 官公庁オークションで確認できます。
- ・ インターネット上の公売システムに不具合が生じた場合や、差押徴収金が納付された場合に、市は公売を中止することがあります。
- ・ 公売財産の引渡しは、買受代金の納付時の現況有姿で行います。
- ・ 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- ・ 公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに申し出てください。
- ・ 公売財産に隠れた瑕疵があっても所有者や市は責任を負いません。
- ・ その他、御不明な点がございましたら、草津市納税課納税係（市役所1階 11番窓口、電話番号077-561-6541）にお問い合わせください。

【別紙】

種別	物件名	整理番号	数量	最低見積価格	公売保証金	所在
ラック／ケース	LOCKABLE DESKTOP SET	草津06-2-1	1	600円	60円	草津市役所
原動機付自転車	ホンダAF67	草津06-2-2	1	1,000円	100円	草津市役所

（令和6年1月10日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年1月11日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市松本一丁目4番1号 株式会社 丸商 代表取締役 福田 学	草津市矢橋町字古池下59番16 外1筆	1,827.82㎡	R6.1.11	1720

（令和6年1月11日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年1月11日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町584番地201 ボヌール 岡上 克也	草津市青地町字後町524番10	165.51㎡	R6.1.11	1721

（令和6年1月11日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年1月4日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

15分
2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和6年1月4日揭示済み）

1 期 日 令和6年1月29日（月） 午後1時

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第1号

令和5年12月4日付けで申出があった次の土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格者の交替については、土地改良法第3条第1項第2号前段の規定により承認する。

令和6年1月10日

草津市農業委員会
会長 中瀬 康夫

記

1 土地改良事業の事業主体および事業の名称

事業主体

・草津用水土地改良区

事業の名称

・土地改良（維持管理）事業

2 申出対象農地および所有者

草津市馬場町435番

（地目：田、現況：田、地積：856㎡）

山中 千代子 （草津市馬場町532番地）

3 現資格者

草津市馬場町75番地

山中 良則

新資格者

草津市馬場町532番地

山中 千代子

（令和6年1月10日揭示済み）